

# 第13回全国和牛能力共進会 共進会規則

## 第1章 総則

(会名・目的)

第1条 この共進会は、第13回全国和牛能力共進会（以下、「共進会」という。）と  
言い、わが国固有の肉用種である和牛の経済能力の向上、斉一化を推進すると  
ともに、一層の生産性の向上と生産・改良基盤の強化を図り、和牛の魅力を広  
く発信することにより、安定した和牛経営の実現に資することを目的とする。

(主催・会期)

第2条 この共進会は、公益社団法人全国和牛登録協会（以下、「協会」という。）  
が主催する。その期間は、令和8年 月 日から令和9年8月30日までとし、  
会期を分けて、第1期及び第2期とする。第1期は令和8年 月 日から令和  
9年8月25日までとし、現地審査を実施する。第2期は令和9年8月26日  
から同月30日までの5日間とし、北海道河東郡音更町（種牛）と帯広市（肉牛）に  
おいて、集合比較審査を行う。

(事務局)

第3条 この共進会の事務局は協会に置き、第2期集合比較審査の期間は、その会場  
内に置く。

## 第2章 出品

(出品牛の資格)

第4条 この共進会の出品は、種牛及び肉牛ともに協会会員の所有する黒毛和種、褐  
毛和種、無角和種で、いずれも協会の登録牛または登記牛とする。

(出品頭数)

第5条 出品申込頭数は、出品条件を備え、かつこの共進会の目的に適うものであれ  
ば制限しない。ただし、第2期集合比較審査会場（以下、「北海道会場」とい  
う。）では種牛255頭、肉牛193頭、特別区27頭とする。

(出品区分)

第6条 出品の区分は、次のとおりとする。また、出品条件は別に定める。

部 出品区	生後月齢※3	生年月日	備考
種牛の部			
第1区(若雄)	15～23ヵ月未満	令7.9.27～令8.5.26	
第2区(若雌の1)	14～17ヵ月未満	令8.3.27～令8.6.26	※1
第3区(若雌の2)	17～20ヵ月未満	令7.12.27～令8.3.26	※1
第4区(繁殖雌牛群)	3産以上		
第5区(高等登録群)	14ヵ月以上	令8.6.26以前	
第6区(総合評価群)			※2
種牛群	17～24ヵ月未満	令7.8.27～令8.3.26	
肉牛群	24ヵ月未満	令7.8.27以降	
肉牛の部			
第7区(脂肪の質評価群)	24ヵ月未満	令7.8.27以降	※2
第8区(去勢肥育牛)	24ヵ月未満	令7.8.27以降	※2
高校及び農業大学の部			
特別区(高校及び農業大学校)	14～20ヵ月未満	令7.12.27～令8.6.26	

※1 出品牛の父牛は、平成25年10月1日以降生まれのもの。

※2 出品牛の父牛は、平成27年10月1日以降生まれのもの。

※3 月齢は北海道会場初日(令和9年8月26日)で起算する。

(出品申込)

第7条 参加道府県は、令和6年11月5日までに北海道会場への出品希望頭数を協会に申し込む。協会は和牛の現状及び実績などを勘案して上記申込み希望頭数を検討し、関係道府県の北海道会場への出品を決定し、令和6年12月27日までに通知する。

第8条 北海道会場への出品は、道府県最終予選会において、前条で決定した出品頭数に基づいて各道府県の出品委員(第19条)が選定する。その際、協会審査委員(第19条)が立会する。

第9条 この共進会に参加するものは、第6条に示した各区分に従って、令和9年4月30日までに別に定める様式により出品申込書を協会に提出する。

第10条 前条の出品申込牛の中から道府県最終予選会において選定されたものは、令和9年7月23日までに協会に報告する。

(出品牛の搬出入)

第11条 北海道会場への出品牛は、令和9年8月25日までに北海道会場へ搬入し、閉会后搬出する。ただし、肉牛の枝肉は審査及び展示・セリ終了後、会長の承認を得て搬出する。

2. 出品牛は許可なく場外へ搬出してはならない。

(健康検査)

第12条 北海道会場への出品牛は、別に定める家畜衛生対策要領による検査及び予防注射を受けた健康畜でなければならない。また、搬入の際は健康検査のうえ搬入を認める。

(経費)

第13条 出品に要する費用は、出品者の負担とする。

(出品牛の保全)

第14条 北海道会場での出品牛については、協会において可能な限り保護するが、不可抗力による損害については、その責を負わない。

(移動報告)

第15条 この共進会の全会期中を通じ、出品牛の所有者または管理者に移動があったものは、その都度協会に報告する。なお、事情やむを得ないと認めた場合のほかは、別に定める出品条件に規定した時期以後に移動したものは出品できない。

第16条 出品者は、出品牛について北海道会場への搬入前、または搬入後に売買契約をすることは差し支えないが、第11条の搬出期日以降でなければ、買い主に引き渡すことはできない。また、出品者は協会の指示に従い、出品の責を果たさなければならない。

### 第3章 審査及び褒賞

(審査)

第17条 出品牛はすべて審査または調査を行う。審査または調査は、外貌、発育を含めた種牛能力、産肉能力などについて行う。

種牛の外貌審査は、道府県最終予選までは、当該和種種牛審査標準並びに審査要領及び別に定める審査基準に準拠して行う。

また肉牛の審査は、道府県最終予選までは、肉牛審査標準等に準拠して生体調査を行う。

なお、北海道会場におけるすべての出品区の審査は、別に定める審査基準により審査する。

第18条 第1期の審査または調査は、出品牛の飼養道府県で行う。なお、第1期での道府県最終予選会は原則として道府県1カ所集合審査とする。

(審査委員・審査顧問・出品委員)

第19条 審査または調査は、共進会審査委員及び各道府県の出品委員が行う。

2. 共進会審査委員は中央審査委員会の推薦により会長が任命または委嘱する。

3. 共進会審査委員は、各道府県の北海道会場への出品牛の決定に立会い、北海道会場において審査にあたる。

4. 本共進会に審査顧問を置き、会長が委嘱する。
5. 各道府県の出品委員は、道府県、協会支部又は委託団体、農業関係団体の役員のうちから、協会支部長又は委託団体長が推薦し、会長が委嘱する。
6. 出品委員は、審査または調査の開始から道府県最終予選まで関与し、北海道会場への出品牛を決定する。この間、道府県の出品委員は、出品牛の飼養管理及び諸調査について適切な指導を行い、出品牛の能力発揮に努める。

#### (褒賞)

- 第20条 出品牛は審査の結果により、別に定める規程に基づき、優等賞、1等賞、2等賞及び参加記念品を贈呈する。特に優秀なものは農林水産大臣に褒賞の授与を申請し、天皇杯等三賞候補として農林水産祭に推薦する。
- 第21条 北海道会場の出品牛に対しては、令和9年8月30日の閉会式において、褒賞の贈呈並びに授与を行う。
- 第22条 出品者は出品牛の審査の辞退、拒否及び再審査を乞うことや、審査の結果に異議を申立てることはできない。また、出品者は褒賞を辞退または拒否できない。なお、不正行為または誤りによって褒賞を受けたことが判明した場合は、その褒賞を取り消す。

### 第4章 集合比較審査の会場及び参観

#### (開場・閉場)

- 第23条 北海道会場の開場は午前9時、閉場は午後5時とする。ただし、都合によりこれを変更することがある。肉牛については別に定める。

#### (会場の保全)

- 第24条 前条の時間内は無料で一般の参観に供する。ただし、都合により会場の一部または全部の参観を停止することがある。
- 第25条 この共進会の進行上妨げとなるおそれがあるものは入場を拒絶、または場外に退去させることがある。
- 第26条 何人といえども協会の許可なくして出品牛以外の動物を会場に搬入したり、あるいは物品の販売、頒布をすることはできない。また参観者は特に指示した場合以外は、出品牛に触れることはできない。

### 第5章 出品に対する負担金

#### (負担金の納入)

- 第27条 参加道府県は、この共進会に対し負担金を納入する。
- 第28条 前条の負担金は、参加道府県への出品割当頭数に基づき、次の基準による。なお、割当頭数確定後に出品辞退が生じた場合でも、負担金の減額は行わない。
- (1) 出品規模別として、出品頭数が5頭以下の場合は50万円、6～10頭の場合は80万円、11～20頭の場合は90万円、21頭以上の場合は110万円とする。
  - (2) 頭数別として、1頭当たり種牛の雄牛は15万円、雌牛（特別区含む）は9

万円、肉牛は6万円とする。

(負担金の納入期限)

第29条 負担金の納入期限は、令和9年4月30日とする。

## 第6章 組織及び事務

(役員等)

第30条 この共進会に総裁を置くことができる。

第31条 北海道会場に宮様の御台臨方を申請する。

第32条 この共進会に次の役員を置く。

名誉会長	1名
会長	1名
副会長	5名
総務委員長	1名
総務副委員長	1名
評議員	若干名

第33条 名誉会長には北海道知事を推戴する。

2 会長には協会会長が就任し、この共進会の会務を総理する。

3 副会長は協会副会長、北海道酪農畜産協会会長、北海道農業協同組合中央会会長、ホクレン農業協同組合連合会会長及び北海道農政部長とする。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 総務委員長は協会専務理事、総務副委員長は北海道畜産振興課長とする。総務委員長は、会長の命を受け事務局の企画を司る。総務副委員長は、総務委員長を補佐し、総務委員長に事故あるときはその職務を代理する。

5 評議員は協会理事及び監事とし、この共進会の業務を執行及びその状況を監査する。

第34条 この共進会に顧問及び参与を置き、会長が推挙する。

2 この共進会の執行を円滑にするため、農林水産省、大学及び中央団体から指導委員を委嘱し、共進会全般にわたって指導を得る。

(事務局)

第35条 この共進会に次の職員を置く。

事務局長	1名
事務局次長	2名
事務局員	若干名
獣医師	若干名

第36条 事務局長は協会事務局長、事務局次長は実行委員会事務局長、協会全共担当とする。

2 事務局長は、会長の命を受け事務局員を指揮し、一切の事務を分掌する。事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその職務を代理する。

3 事務局員は、協会職員及び北海道の推薦するものとし、会長が任命または委嘱し、総務、業務、審査、広報の事務を分掌する。

4 獣医師は、北海道の推薦により会長が委嘱し、衛生治療に従事する。

第37条 事務局に関する規程は別に定める。

第38条 この共進会に提出する書類は、すべて当該道府県支部または委託団体を経由するものとする。

第39条 なお、組織の発足は会期の第1期初頭とするが、あらかじめ準備組織として機能させることができる。

#### 附 則

第1条 この規則に定めない事項は、会長の決するところによる。

第2条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。